

# さくら市農業委員会総会議事録（平成28年1月定例総会）

1. 開催日時 平成28年1月25日（月）午後2時00分から午後3時50分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎第1・2会議室

3. 出席委員（29人）

会長	25番	田代 修一
会長職務代理者	30番	山崎 國一
委員	1番	薄井千恵子
	2番	小菅 和彦
	3番	中山 隆
	5番	齋藤 敏一
	6番	平山 光邦
	7番	野上 春夫
	8番	田代 純一
	9番	齋藤 克之
	11番	小竹 勝
	12番	肥後 太一
	13番	石塚 信行
	14番	手塚 栄一
	15番	舟本 幸美
	16番	門前 義夫
	17番	大塚 明美
	18番	渡辺 一郎
	19番	大森 勝雄
	20番	谷田 年美
	21番	宍戸 孝男
	22番	手塚 靖博
	23番	池田 一孔
	24番	落合千枝子
	26番	福田 正和
	27番	佐藤 利通
	28番	石田多美子
	29番	小林 功
	31番	大木 忠一

#### 4. 欠席委員（1人）

10番 鈴木 有一

#### 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 1号 非農地証明願について  
議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出について  
議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第 5号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について  
議案第 6号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第 7号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第 8号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会について  
議案第 9号 耕作放棄地の非農地通知書交付について
- 第3 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

#### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 碓氷 正一  
農地調整係長 野崎 憲作  
主査 柴山 雅子

#### 8. 会議の概要

事務局	碓氷	定刻になりました。出席委員29名、欠席委員は、10番鈴木有一委員の1名であり、定足数に達しており総会は成立いたしますので、まず、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。
会長	田代	みなさん、新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいいたします。 昨年は暮れから暖かくて、このままどうなってしまうのだろうというような状態で正月を迎えたところですが、一転して急に寒くなって雪が降ったりして、やはりどこかで辻褄が合うようになっているのかなと感じます。農業は自然を相手にする職業なので、先のことを考えながら柔軟にやっていかなければならないと改めて感じているところです。 1月17日に農政キャラバンがありました。これは国がTPPの大筋合意に至ったことについて、その影響の報告と対策を農林水産省の担当者が各県を回って説明するというものでした。役所関係や農政関係の人が多いのかなと思いながら参加したところ、出席した人を見ると、大多数は農家の人が多かったような気がします。国の説明では、影響とし

		<p>ては米とかはほとんどないだろう。と。やはり畜産関係への影響が大きくなるだろうというような説明でした。そのところは時間をかけて対応するような内容の説明であって、この場ではっきりとした説明はしづらい内容でした。いろいろ質問が出ましたが、平成30年からは米の生産目標面積の配分をしません。いわゆる転作の配分をしないということは、みなさんもご存じのことと思います。そうなると平成30年からはどのようにやっていくのだという声が聞かれるのですが、農林水産省の説明によりますと、日本全体では年間8万トンもの米の消費が減っている、これは全体の1%だそうです。800万トンほどの生産能力があるところ、毎年8万トンづつ減っているということです。そういうことで毎年1%づつ減るような考え方で、農家は対応してもらえばということです。転作関係の助成金とかは、金額ベースでの保障はできないですが現行のやり方でやっていきますので、ぜひ協力してくださいというお話がありました。農家が判断できるような材料は国として、米の在庫状況や消費量の状況、また現在の米価水準などの情報は示しますから、その先は各農家が判断していただいて、農業を継続していくのにどのような経営をしていけばよいかは自分で判断しながら進んでください。というような話だったと思います。米以外の部分ではみなさんが判断しながら行っているものだと思いますが、そういう時代が来ても致し方がないのかなとは感じます。農業委員会としては農業委員の改革とか、いろいろなことも含めてこれから進めていかなくてはならないので、今年1年みなさまのご協力をいただきながら、進めていきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、ただいまからさくら市農業委員会1月定例総会を開催いたします。</p>
事務局	碓氷	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、「会長が議長となり、議事を整理する。」とありますので、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは、会議に先立ちまして本日午前10時より書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p> <p>第1調査会の委員長からお願ひいたします。</p>
15番	舟本	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第1号が1件、議案第2号が2件、議案第4号が1件、議案第5号が1件、議案第6号が2件の合計7件であります。詳</p>

		細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	田代	次に第2調査会委員長の報告を求めます。
12番	肥後	本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第1号が1件、第2号が1件、第3号が1件、第6号が2件、第8号が1件の合計6件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	田代	次に第3調査会委員長の報告を求めます。
18番	渡辺	本日午前10時より1名欠席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第3号が1件、第9号が1件の合計2件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	田代	次に第4調査会委員長の報告を求めます。
3番	中山	本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第4号が1件、議案第6号が1件、議案第9号が3件の合計5件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	田代	それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。 13番石塚信行委員、14番手塚栄一委員を指名いたします。
		それでは議事に入ります。 議案第1号「非農地証明願について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第1号番号1番について、朗読して説明する。 なお、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。

議長	田代	担当委員の説明を願います。
9 番	齋藤	案内図 1 – 1 をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 内容については、ただいま事務局から説明があったとおりです。みなさまのご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 1 号番号 1 番について承認される方、挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手で、議案第 1 号番号 1 番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 1 号番号 2 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第 1 号番号 2 番について、朗読して説明する。 なお、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから 20 年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。
議長	田代	担当委員の説明を願います。
12 番	肥後	案内図 1 – 2 をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 内容については、ただいま事務局から説明があったとおりです。なお、一部が農地と確認できるということで、793 m <sup>2</sup> の内 565 m <sup>2</sup> のみが非農地として申請されました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 1 号番号 2 番について承認される方、挙手を願います。

		<b>【全員挙手】</b>
議長	田代	全員挙手で、議案第1号番号2番は原案どおり承認されました。 議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	野崎	議案第2号番号1番について、朗読して説明する。 この土地について、栃木県農業振興公社へ売渡しの申請がありました。 今後、栃木県農業振興公社に一旦所有権が移りますが、その後、栃木県農業振興公社より農業委員会に対して買い手のあっせん依頼がありますので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づきまして、2名のあっせん委員の選出をお諮りします。
議長	田代	あっせん委員の選任ですので、第2調査会の委員長より指名願います。
12番	肥後	12番肥後太一委員、24番落合千枝子委員を指名いたします。
議長	田代	それでは議案第2号番号1番のあっせん委員は、12番肥後太一委員、24番落合千枝子委員を指名いたします。 議案第2号番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局	野崎	議案第2号番号2番について、朗読して説明する。 同じく、2名のあっせん委員の選出をお諮りします。
議長	田代	あっせん委員の選任ですので、第1調査会の委員長より指名願います。
15番	舟本	13番石塚信行委員、22番手塚靖博委員を指名いたします。
議長	田代	それでは議案第2号番号2番のあっせん委員は、13番石塚信行委員、22番手塚靖博委員を指名いたします。 議案第2号番号3番について事務局の説明を求めます。
事務局	野崎	議案第2号番号3番について、朗読して説明する。 同じく、2名のあっせん委員の選出をお諮りします。
議長	田代	あっせん委員の選任ですので、第1調査会の委員長より指名願います。
15番	舟本	13番石塚信行委員、22番手塚靖博委員を指名いたします。

議長	田代	<p>それでは議案第2号番号2番のあっせん委員は、13番石塚信行委員、22番手塚靖博委員を指名いたします。</p> <p>議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第3号番号1番について、朗読して説明する。</p> <p>なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p>
議長	田代	担当委員の説明を願います。
12番	肥後	<p>譲受人の○○さんは果樹農家であり、申請地の周りを囲むようにリンゴ園を経営しております。今回譲渡人である○○さんが農業を出来ないということで売買する案件であり、問題はないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	田代	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号1番について、承認される方の挙手を願います。</p>
		【全員挙手】
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号1番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号番号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第3号番号2番について、朗読して説明する。</p> <p>なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p>
議長	田代	担当委員の説明を願います。
30番	山崎	<p>譲渡人と譲受人は実の親子です。高齢になった譲渡人の○○さんは独り暮らしであります。そこで話し合った結果、一番近くにいる譲受人の○○さんが面倒を見るということで今回の申請になりました。ご審議の</p>

		ほどよろしくお願ひいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないようなので採決に入ります。 議案第3号番号2番について承認される方、挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第3号番号2番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第4号番号1番について、朗読して説明する。 なお、農地区分は、農地の集団的広がり約0.4haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明を願います。
11番	小竹	案内図4-1をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 申請地は周囲を道路、畑に囲まれた土地であります。本申請は○○さんが、自己所有農地を太陽光発電設備として転用する案件であります。土地の有効利用を考え、太陽光発電施設として転用し、生計の糧といふことであります。申請地は、日当たりがよく、周辺農地及び環境へ及ぼす影響も少なく、高い発電効率の見込める場所と判断して、今回の申請に至ったものです。計画によりますと、申請地に太陽光パネル192枚を設置し、出力47.2KWを発電し、年間54,532KWhの発電量を確保するものです。雨水は敷地内浸透とし、その他の排水はありません。資金計画につきましては、総事業費1,660万円を全額融資にて賄うこととしており、金融機関の融資証明書が添付されております。周辺農地への影響ですが、本日の調査会において申請の内容を確認したうえで現地調査を行いましたが、問題はないとの判断しております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長	田代	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第4号番号1番について承認される方の挙手をお願いします。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第4号番号1番は、原案通り決定いたしました。 続きまして、議案第4号番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第4号番号2番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、農地の集団的広がり約0.1haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、農家住宅の敷地拡張であり、宅地としての一体利用が1000m <sup>2</sup> を超えないものですので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明を願います。
17番	大塚	案内図4-2をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 申請地は周囲を宅地、道路、田に囲まれた土地であります。本申請は、自己所有農地を農家住宅の敷地拡張として転用する案件であります。申請者は、現在の宅地の南側農地にレタス、キャベツ等の野菜栽培用ハウスを計画しましたが、機械車両の進入路がないため申請地を進入路したいということで今回の申請に至っております。なお、この事業による取水排水はありません。事業費につきましては、整地のみで仕上がる見込みであり、新たに発生する資金はありません。なお、事業の施行がされているため、始末書が添付されております。周辺農地への影響ですが、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いましたが問題はないと判断しております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。

		議案第4号番号2番について承認される方の挙手を願います。
<b>【全員挙手】</b>		
議長	田代	全員挙手ですので、議案第4号番号2番は原案通り承認されました。 続きまして、議案第5号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第5号1番について朗読して説明する。
議長	田代	担当委員の説明を願います。
15番	舟本	内容については、ただいま事務局から説明があったとおりです。みなさまのご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
<b>【異議なしの声あり】</b>		
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第5号番号1番について承認される方、挙手を願います。
<b>【全員挙手】</b>		
議長	田代	全員挙手ですので、議案第5号番号1番は原案通り承認されました。 続きまして、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第6号番号1番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、農地の集団的広がり約4haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明を願います。
13番	石塚	案内図6-1をご覧下さい。(申請地の場所を説明する。) 申請地は周囲を宅地と道路に囲まれた土地であります。本申請は、譲

		受人〇〇さんが売買により、一般住宅として転用する案件であります。申請者は現在、県営住宅に家族4人で暮らしておりますが、子どもの成長に伴い手狭となってきたため、持ち家が必要となっております。申請地は子どもの通う学区内であり、土地所有者から土地を譲り受けることができたために今回の申請に至っております。計画によりますと、住宅1棟を建築し、自家用駐車場2台分を確保しようとするものであります。取水は公共上水道に接続し、排水は合併浄化槽後、宅内処理とする計画になっております。雨水につきましては敷地内浸透となります。資金計画につきましては、総事業費3,240万を全額融資にて賄うこととしております。本日の調査会におきまして申請の内容を確認しましたが問題はないとの判断しております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第6号番号1番について承認される方、挙手を願います。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	田代	全員挙手ですので、議案第6号番号1番は、原案通り承認されました。 議案第6号番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第6号番号2番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、農業公共投資の対象となっている土地ですので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明を願います。
23番	池田	案内図6-2をご覧下さい。(申請地の場所を説明する。) 申請地は周囲を田、道路、水路に囲まれた土地であります。本申請は〇〇さんが、使用貸借により整骨院として転用する案件であります。〇〇さんは、譲渡人の孫に当たります。申請者は現在、大田原市内にある整骨院に通勤しておりますが、この度独立して治療院を開業するにあた

		り資金調達において大変厳しい状況であるため、祖父の土地を借りることができたので今回の申請に至ったものです。計画によりますと、整骨院1棟を建築し、職員及び来客者用の駐車場として14台分を確保しようとするものです。取水は公共上水道に接続し、排水は合併処理浄化槽後、〇〇土地改良区管理下の排水路に放流する計画となっており、〇〇土地改良区の施設使用許可書が添付されております。雨水については、施設内に排水用U字溝を設置し、西側排水路に放流する計画となっております。資金計画につきましては、総事業費34,983千円の内、4,983千円を自己資金、30,000千円を融資にて賄うこととしており、金融機関の残高証明書並びに融資証明書が添付されております。周辺農地への影響ですが、本日の調査会において申請内容を確認したうえで現地調査を行いましたが、問題はないと判断しております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入れます。 議案第6号番号2番について承認される方、挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第6号番号2番は、原案通り承認されました。 続きまして、議案第6号番号3番及び番号4番につきましては、上阿久津台地土地区画整理事業地内でありますので一括審議としたいと思いますがよろしいでしょうか。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	それでは異議がないということで一括審議といたします。議案第6号番号3番及び番号4番につきまして、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第6号番号3番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、区画整理地域内でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 議案第6号番号4番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、区画整理地域内でありますので、第3種農地と判断し、

		申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明を願います。
29番	小林	番号3番及び番号4番とも売買による所有権移転のための案件であります。両案件とも上阿久津台地土地区画整理事業地内であるために、農地等への影響はありません。また資金計画につきましても残高証明書及び融資証明書が添付されております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第6号番号3番及び番号4番について承認される方、挙手を願います。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	田代	全員挙手ですので、議案第6号番号3番及び番号4番は、原案通り承認されました。 続きまして議案第6号番号5番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第6号番号5番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、農地の集団的広がり10ha以上の第1種農地と判断しますが、不許可の例外「既存の施設の拡張(既存の施設の面積の2分の1を超えないものに限る)」に該当し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明を願います。
28番	石田	案内図6-5をご覧下さい。(申請地の場所を説明する。) 申請地は周囲を、田及び雑種地に囲まれた土地であります。本申請は、○○さんが使用貸借により、太陽光発電施設として転用する案件であります。○○さんは譲渡人の孫にあたります。 申請者はすでに隣接地において、太陽光発電設備を稼働させておりますが、今回隣接する申請地に規模拡張を計画したものです。申請地は、

		日当たりがよく、周辺農地及び環境へ及ぼす影響も少なく、高い発電効率の見込める場所と判断して、今回の申請に至ったものです。計画によりますと、申請地に太陽光パネル 60 枚を設置し、出力 10.2KW を発電し、年間 11,542KWh の発電量を確保するものです。雨水は敷地内浸透とし、その他の排水はありません。資金計画につきましては、総事業費 3,618 千円を全額融資にて賄うこととしており、金融機関の融資証明書が添付されております。周辺農地への影響ですが、本日の調査会において申請の内容を確認したうえで現地調査を行いましたが、問題はないと判断しております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 6 号番号 5 番について承認される方、挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第 6 号番号 5 番は、原案通り承認されました。
	(休憩)	(14 : 55 ~ 15 : 15)
議長	田代	会議を再開いたします。 議案第 7 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供し、番号 1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	野崎	この議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき市が定める農用地利用集積計画となります。 第 18 条第 1 項に市町村は農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されておりますので今回の議案となっております。 平成 27 年度第 10 号 公告予定年月日は平成 28 年 1 月 29 日です。計画の内容としては、利用権設定については、再設定 15 件、面積 75,742 m <sup>2</sup> 、移転 2 件、15,383 m <sup>2</sup> 、新規 18 件、面積 134,483 m <sup>2</sup> 、合計 35 件、面積 225,148 m <sup>2</sup> です。 (利用権新規設定分を朗読して説明) 続きまして、所有権の移転です。

		栃木県農業振興公社への売渡しが 3 件となっております。 (所有権移転分を朗読して説明)
議長	田代	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 7 号について承認される方、挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第 7 号は、原案通り承認されました。 続きまして、議案第 8 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会について」を議題に供し、番号 1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	野崎	議案第 8 号番号 1 番について朗読して説明する。 土地改良区との関連はありません。なお、農用地区域除外後の農地区分は、農地の集団的広がり 10 ha 以上の区域内の農地でありますので、第 1 種農地となります。不許可の例外要件「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当しますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
24番	落合	申請者○○さんの奥さんが、土地所有者○○さんの孫にあたります。 その他につきましては、事務局の説明どおりでありますので、みなさまのご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	田代	それでは質疑にはいります。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 8 号番号 1 番について承認される方、挙手を願います。

		<b>【全員挙手】</b>
議長	田代	全員挙手ですので、議案第8号番号1番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第9号「耕作放棄地の非農地通知書交付について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第9号番号1番について朗読して説明する。
	野崎	土地の状況について説明させていただきます。(プロジェクターを使用し、航空写真、現場写真により現況について説明する。) 農振白地で、土地改良は未実施です。平成27年9月30日に石田委員と事務局で現地調査を行いました。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
28番	石田	ただいまの事務局の説明どおりであります。このような状況ですのでみなさまのご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	田代	それでは質疑にはいります。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第9号番号1番について承認される方、挙手を願います。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	田代	全員挙手ですので、議案第9号番号1番は原案どおり承認されました。
19番	大森	次の案件につきましては、当事者であるため退席いたします。
議長	田代	農業委員会等に関する法律第24条の規定により、19番大森委員の退席を許可します。
		<b>【19番 大森委員退席】</b>
議長	田代	議案第9号番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第9号番号2番について朗読して説明する。

	野崎	土地の状況について説明させていただきます。(プロジェクターを使用し、航空写真、現場写真により現況について説明する。) 農振白地で、土地改良は未実施です。平成27年9月29日に谷田委員と大森委員及び事務局で現地調査を行いました。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
20番	谷田	ただいま事務局から説明があったとおりであり、農地に復元することは困難な状況にあります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	田代	それでは質疑にはいります。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第9号番号2番について承認される方、挙手を願います。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	田代	全員挙手ですので、議案第9号番号2番は原案どおり承認されました。
		<b>【19番 大森委員着席】</b>
議長	田代	議案第9号番号3番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第9号番号3番について朗読して説明する。
	野崎	土地の状況について説明させていただきます。(プロジェクターを使用し、航空写真、現場写真により現況について説明する。) 農振白地で、土地改良は未実施です。平成27年8月31日に田代会長・落合委員と事務局で現地調査を行いました。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
24番	落合	申請地は、東日本大震災により水が上がらなくなってしまった土地であります。それ以外につきましては、ただいまの事務局の説明どおりであります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	田代	それでは質疑にはいります。

		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第9号番号3番について承認される方、挙手を願います。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	田代	全員挙手ですので、議案第9号番号3番は原案どおり承認されました。 議案第9号番号4番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山 野崎	議案第9号番号4番について朗読して説明する。 土地の状況について説明させていただきます。(プロジェクターを使用し、航空写真、現場写真により現況について説明する。) 申請地は農振農用地で、土地改良は塩那台地土地改良区が関係します。 平成27年10月1日に大塚委員と事務局で現地調査を行いました。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
17番	大塚	ただいまの事務局の説明どおりであります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	田代	それでは質疑にはいります。
6番	平山	これについて、非農地を通知した場合に、登記地目は何になるのか。
事務局	野崎	登記地目の変更申請を法務局に出していくことになるわけですが、例えば本人が「山林」と申請しても、登記官の判断になりますが、おそらく「原野」になると思われます。現況は山林の状態には至っていないので、本人への非農地通知書には「原野」ということで通知します。
6番	平山	そうすると、本人がどのように法務局に申請するかということは。
事務局	野崎	「原野」で通知すれば、本人も「原野」で申請すると思います。以前はすべて「山林」で非農地通知書を出したところ、「山林」に登記地目を変更できなかったケースもあると聞いておりますので、なるべく現況に近い地目を記載して、非農地通知書を出すようにとは考えております。

議長	田代	<p>あくまでも農地ではありませんというのが、非農地通知書だと思います。事由に「森林の様相を呈している…」とありますが、森林といつても色々あるので、なるべく現況に近い地目で対応したいと思います。</p> <p>また、申請者が非農地通知書を持って、登記の手続きを取らないといつまでたっても農地のままで残ってしまいます。</p>
事務局	野崎	<p>登記地目は農地のまでも農地台帳は農地ではないということになります。総会で可決すれば農地ではないということで、農地台帳上、農地ではなくなります。ただ、地目変更登記をしない限り、登記地目は農地のままで残ってしまうということです。</p>
議長	田代	そのほかに何かございますか。
議長	田代	<p>ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第9号番号4番について承認される方、挙手を願います。</p>
<b>【全員挙手】</b>		
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第9号番号4番は原案どおり承認されました。</p> <p>議案第9号番号5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	議案第9号番号5番について朗読して説明する。
	野崎	<p>土地の状況について説明させていただきます。(プロジェクターを使用し、航空写真、現場写真により現況について説明する。)</p> <p>農振白地で、土地改良は未実施です。平成27年9月1日に野上委員と事務局で現地調査を行いました。</p>
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
7番	野上	<p>ただいまの事務局の説明どおりであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	田代	それでは質疑にはいります。
<b>【異議なしの声あり】</b>		
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第9号番号5番について承認される方、挙手を願います。</p>

		<p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第9号番号5番は原案どおり承認されました。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告 第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」はお目 通し願います。</p> <p>本日の議題はすべて終了しました。</p> <p>以上を持ちまして、さくら市農業委員会1月定例総会を閉会いたしま す。大変ご苦労様でした。</p>

(午後3時50分閉会)